

医療法人社団 敬祥会

介護老人保健施設 ケアガーデンさがみ湖

通所リハビリテーション重要事項説明書

令和6年度 改正版

重要事項説明書

通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、当事業所の概要等を次の通り説明いたします。

< 1. 事業者の概要 >

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 名称 | 介護老人保健施設ケアガーデンさがみ湖 |
| (2) 開設年月日 | 平成17年4月1日 |
| (3) 所在地 | 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐3334-2 |
| (4) 電話番号 | 042-685-0615 |
| (5) ファックス番号 | 042-685-0603 |
| (6) 管理者氏名 | 棟方 盛彦 |
| (7) 介護保険指定番号 | 介護保健施設（1451780014号） |

< 2. 運営方針 >

- ①当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持向上を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努めます。
- ②当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ③当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者・その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と密接な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努めます。
- ④当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者がにこやかに個性豊かに過ごすことができるようにサービス提供に努めます。
- ⑤サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するように努めます。

< 3. 施設利用に当たっての留意事項 >

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 飲酒・喫煙は禁止します。
- ・ 火気類の取扱い、持ち込みは禁止します。
- ・ 設備・備品の利用は職員の許可のないものは禁止します。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは個人管理とし、施設では責任を負いかねます。
- ・ 金銭・貴重品の管理は個人で行い、施設では責任を負いかねます。
- ・ 特定の政治活動・宗教活動・勧誘は禁止します。
- ・ ペットの持ち込みは禁止します。

< 4. 定員等 >

- (1) 定員・・・・・・・・・・ 20名
- (2) 実施地域・・・・・・・・ 旧相模湖町全域・一部旧津久井町・一部旧城山町・一部旧藤野町
- (3) 営業日・・・・・・・・ 月曜～土曜（祝日含む）
- (4) 営業時間・・・・・・・・ 8時00分～18時00分
- (5) サービス提供時間・・・ 9時25分～16時30分

< 5. サービス内容 >

- ①送迎・・・専用送迎車両にて送り迎えを行います。
- ②食事・・・管理栄養士の指導の下、ご利用者の身体状況に合わせたお食事をお出しします。
- ③入浴・・・身体状況に合わせ、一般浴槽・特別浴槽別に入浴することができます。
- ④医学的管理・看護・・・常勤の医師・看護師により対応させていただきます。
- ⑤介護・・・ご利用者の身体状況に合わせ、介護させていただきます。
- ⑥機能訓練・・・理学療法士の指導の下、ご利用者の身体状況に合わせた機能訓練を行わせて頂きます。

< 6. 利用料金 >

1. 契約者は、要介護度に応じて、料金体系に基づいた下記の料金を当施設に支払うものとします（介護保険給付対象内サービス）。
2. 前項の他、契約者は下記・食事代等の日常生活上必要となる諸費用実費を当施設に支払うものとします（介護保険給付対象外サービス）。
3. 当月料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月10日までに送付しますので、25日までに記載されている口座に振り込んで下さい。また、利用料金は毎月支払うものとします。
※支払いの方法について、不都合が生じる場合には、別途話し合いの上、決めさせていただきます。
4. 当施設は、利用者又は連帯保証人から3項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は連帯保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
5. 介護保険法の改正等による介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更いたします。契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

介護保険内(介護保険負担割合証が2割・3割の方は2倍・3倍の負担になります)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上8時間未満	807円/回	957円/回	1108円/回	1286円/回	1460円/回
入浴介助加算(Ⅰ)	43円/回				
入浴介助加算(Ⅱ)	64円/回 入浴計画を立てた場合				
リハビリテーションマネジメント加算	イ 6月以内	597円/月	6月以降	256円/月	
	ロ 6月以内	632円/月	6月以降	291円/月	
	ハ 6月以内	845円/月	6月以降	504円/月	
	リハマネジメント加算4				288円/月
リハビリテーション提供体制加算	30円/回				
短期集中リハビリテーション実施加算	退所・退院後または認定日 3ヶ月以内 118円/日				
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 256円/日		(Ⅱ) 2047円/日		
若年性認知症ケア加算	64円/日				
栄養改善加算	月2回 3ヶ月以内 214円/回				
口腔機能向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	月2回 3ヶ月以内 (Ⅰ) 160円/回 (Ⅱ) 171円/回				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(Ⅰ)24円/回 (Ⅱ) 20円/回 (Ⅲ) 7円/回				
介護職員処遇改善加算	合計単位の8.6%				
重度療養管理加算(要介護3以上)	107円/日				
送迎を行わない場合【減算】	▲51円/片道				
科学的介護推進体制加算	43円/月				

介護保険外

昼食代(おやつ代込み)	1日 800円
食事キャンセル代	800円(前日の18時~当日にお休みの連絡を頂いた場合のみ)
連絡ノート袋代	110円(初回または破損・紛失等の場合のみ)
連絡ノートファイル代	120円(初回または破損・紛失等の場合のみ)
薬袋代	110円(必要に応じて)
日用品費	実費(ご希望により) ティッシュペーパー、ペーパータオル、歯磨き粉等
おむつ代	実費(使用した場合のみ)
健康管理費	実費(インフルエンザ予防接種等、ご希望により実施した場合のみ)
教養娯楽費	実費(必要に応じて)

※端数処理をしていますので、回数等により自己負担の金額が変わる場合があります

< 7. 利用日の中止 >

契約者の都合でサービスを中止する場合、下記の取消料がかかります。

利用日の前日 18 時 00 分までに申し出があった場合	無料
利用日の前日 18 時 00 分以降に申し出があった場合	食材料代

< 8. 通所リハビリテーションの職員体制 >

職種	人数	業務内容
医師	1 人	医療等
支援相談員	1 人	利用調整・相談等
理学療法士	2 人	リハビリテーション
作業療法士	1 人	リハビリテーション
看護職員	1 人	健康維持と健康管理・看護
介護職員	5 人	日常生活の援助・身辺介護
管理栄養士	1 人	栄養管理と栄養指導
事務職員	2 人	事務業務

< 9. 要望又は苦情の申し出 >

当施設はその提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

ケアガーデンさがみ湖通所リハビリテーション	: 清水 裕美
TEL 042-685-0615	/ FAX 042-685-0603

その他受付機関

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保健課
TEL 045-329-3400 / FAX 0570-033-110
受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土日・祝祭日・年末年始を除く)
相模原市役所 高齢政策課 (あじさい会館 4 階)
TEL 042-707-7046 / FAX 042-752-5616

< 10. 非常防災対策 >

防災設備・・・スプリンクラー設備・消火器・消火栓・防火戸・防火シャッター・自動火災報知設備・非常通報装置・誘導灯・避難階段等

個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

ケアガーデンさがみ湖では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおりに定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ―利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ―家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - ―国（厚生労働省）への情報の提出（新規）
 - ―保健事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保健などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・ 当施設の内部での利用に係る利用目的
 - ―医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―当施設において行われる学生の実習への協力
 - ―当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理業務のうち
 - ―外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設ケアガーデンさがみ湖における通所リハビリテーションサービス提供の開始に際し、本書面に基づき利用契約書及び重要事項説明書、個人情報の利用目的の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 介護老人保健施設 ケアガーデンさがみ湖
通所リハビリテーション

支援相談課 課長 清水 裕美 ㊞

利用契約書及び重要事項説明書、個人情報の利用目的について説明者より説明を受け、これらを十分に理解した上で同意し、交付を受けました。

上記の契約を証するために本書を2通作成し、利用者・当施設が署名押印の上、各1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

<利用者> 氏名 _____ ㊞

住所 _____

<連帯保証人> 氏名 _____ ㊞

住所 _____

<事業者名> 医療法人社団 敬祥会 介護老人保健施設ケアガーデンさがみ湖

<住所> 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐3334-2

<代表者> 理事長 大池 茂保 ㊞